

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. September 2015

研究開発費の三重控除

タイ国内閣は、財務省から提案された適格な研究開発および革新費用の三重控除を認める勅令草案を承認しました。ただし、当該控除には以下の上限が適用されます。

- 収入もしくは売上高が50百万バーツ以下の場合、当該収入もしくは売上高の60%を上限とする。
- 収入もしくは売上高が50百万バーツを超え200百万バーツ以下の場合、当該収入もしくは売上高の9%を上限とする。
- 収入もしくは売上高が200百万バーツを超える場合、当該収入もしくは売上高の6%を上限とする。

当該研究開発および革新費用の三重控除は、2015年1月1日から2019年12月31日までに生じた費用に適用されます。

スポーツ振興費用の二重控除

タイ国内閣は、スポーツ振興/支援に関する財務省から提案された租税措置案を承認しました。タイ国スポーツ公団、県スポーツ委員会、県スポーツ協会、体育局、国立スポーツ発展基金あるいはタイ国国立スポーツ協会に対して、スポーツ用具、スポーツイベント、スポーツの練習、もしくはスポーツ施設や国立スポーツスタジアムの建設や開発のために金銭もしくは資産を寄附した団体および個人は、以下のとおり、当該費用の二重控除が認められます。

- 個人所得税の計算上、実際に支払った額の200%の所得控除を認める。ただし、教育省から承認された教育プロジェクトを支援するために支払われた費用を合算する場合には、合計控除金額はその他の控除を差し引いた後の所得金額の10%を超えない額とする。
- 法人所得税の計算上、寄附した金銭の額もしくは資産価値の200%の所得控除を認める。ただし、教育支援および遊技場/公園/公的施設もしくは私立のスポーツ施設の建設のために支払われた費用を合算する場合には、合計控除金額は、タイ国歳入法 Section 65 ter (3) に規定される公的寄附、公的恩典、教育およびスポーツに係る費用を控除する前の所得金額の10%を超えない額とする。

加えて、個人および法人/パートナーシップに対し、上述の機関や公的機関に対する寄附に関連する資産の譲渡、物品の販売あるいは契約の実行に係る所得税、付加価値税、特定事業税および印紙税の免除が認められます。しかし、譲渡者は、個人もしくは法人所得税の計算上費用とされる資産あるいは物品の取得価額を含めることはできません。

当該二重控除は、2016年1月1日から2018年12月31日までの期間に行われた寄附に適用されます。

PND.2 の書面による申告の廃止

所得税に関する歳入局長通達 No. 255 は、配当および利息に係る源泉税の申告書 (Form PND.2) の提出について、書面 (申告書用紙) での申告を廃止し、以下のルールを導入すると規定しています。

- 一定の書式に基づいた電子記録を使用し、納付税額、取引回数、所得金額および源泉徴収税額を記載した PND.2 を提出する。従来書面で PND.2 を提出していた納税者は、今後電子記録と共に提出しなければならない。
- 電子記録を添付することなく、タイ国歳入局が開発した特定のソフトウェアを使ってPND.2 を提出する。
- PND.2 は、例えば歳入局のホームページを経由するなど、電子的に提出する。

2015年7月および8月分については PND.2 およびその添付資料の書面での提出が認められますが、9月分からは新しいルールが適用されます。

歳入局ルーリング

タイ国内で物品の販売に従事する外国法人

タイ国歳入局は、タイ国内での物品の販売および関連する研修サービスの提供から生じたスイス法人の所得について、タイ・スイス租税条約に基づく事業所得とみなすとしてきました。

スイス法人であるB社と日本法人であるC社およびD社は、タイ国発電公社 (EGAT) との契約締結に際して共同事業体を組成しました。B社にとっては、2004年以来初めてのタイ国における取引でした。

B社は、入札書類や雇用契約書に関してB社を拘束する交渉や署名をB社に代わって行える権限をC社の従業員 (A氏) に与えていました。またB社は、B社が以下の業務を提供することについて、EGATとの契約締結権限を当該共同事業体の議長に委任していました。

- EGATに国外調達の機器を提供する：機器の所有権移転は空港もしくは海港で行われ、C社がEGATに代わって通関手続きを行う。
- EGATの従業員に当該機器の組み立てや操作の知識を提供する研修を、75日を超えない期間、提供する。

当該共同事業体に参画する各社は、契約に基づいた報酬を各々がEGATに請求し、EGATは各社に直接報酬を支払いました。B社の報酬は、機器の販売と研修の提供の二つに分けられます。

問題は、当該契約に基づく機器の販売および研修の提供に対してB社に支払われる報酬が源泉税の対象になるか否かでした。

タイ国歳入局は、これらの報酬はタイ・スイス租税条約第7条の事業所得に該当するとし、したがって、もしA氏がB社の名前で契約を締結する権限を反復して行使したのであればB社はタイ国内に恒久的施設 (PE) を有しているとみなされ、当該契約に基づく業務から生じた所得をタイ国法人所得税の計算に含めなければならないとしました。この場合には、EGATはB社に報酬を支払う際、1%の税率で源泉税を徴収しなければなりません。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文 (タイ語) をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人8名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一朗	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax
Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax
Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
ktthaidamri@deloitte.com

Business Tax (Business Model
Optimization)
Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services
Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

Transfer Pricing & Customs Services
Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI
Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 220,000 professionals are committed to making an impact that matters.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.